

# 給油取扱所に係る法令改正がありました！！

お問い合わせ先：消防本部予防課（TEL 0133-74-5379）

～令和5年12月7日施行～

## ① 尿素水溶液供給設備及び急速充電設備の位置、構造又は設備の基準が定められました。

・既存の施設に対しては経過措置が定められています

## ② 給油取扱所内に設置できる建築物の用途が拡大されました。

・映画館、飲食店、スーパー、図書館、教会、工場、駐車場、倉庫、事務所などが設置できるようになりました

～令和5年12月27日施行～

## ③ 固定給油設備からガolinを容器に詰め替えられる上限(200ℓ/日)がなくなりました。

## ④ 固定給油設備から軽油を車両に固定された4,000ℓ以下のタンク(内部を2,000ℓ以下毎に仕切ったものに限り)に注入できるようになりました。

・固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限(1,000ℓ/日)に変更はありません

## ⑤ 営業時間外に安全対策を行うことで係員以外の者が出入りできるようになりました。

・営業時間外に給油取扱所以外の用途で使用できるようになりました

## ⑥ 荷卸し中に固定給油設備及び固定注油設備の使用ができるようになりました。

・給油及び注油/スルに満量停止措置が必要です

・地下タンク及び危険物を注入するタンクローリーには、コンタミ防止措置が必要です

**※⑤、⑥について、実施する場合は必要事項を予防規程に定めなければいけません。**

～令和6年3月1日施行～

## ⑦ 乗用車によるプラスチック容器でのガolin運搬が可能になりました。

・UN規格で容器番号3H1が付与されていること

・最大容量が10ℓ以下であること

・製造日から5年以内であること

さらに詳しく知りたい方は総務省消防庁ホームページをご確認お願い致します。

URL <https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2023/>